

審 査 基 準

平成 2 5 年 3 月 2 8 日 作成

法 令 名 : 島根県道路交通法施行細則
根 拠 条 項 : 第 6 条 第 1 項 第 4 号
処 分 の 概 要 : 駐車禁止除外指定標章、駐車可標章の交付
原権者 (委任先) : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 : 1 島根県道路交通法施行細則第 6 条 第 1 項 第 4 号ウに規定されている「歩行困難な者」とは、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体の障がいにより自力による歩行が困難なため、自動車を使用する必要がある者をいう。 また、同号ウ及びエに規定されている「現に使用中の車両」とは、歩行困難な者又は色素性乾皮症患者が自ら運転使用している車両又は他人に運転させ、これに同乗して使用している車両をいう。 2 島根県道路交通法施行規則第 6 条 第 1 項 第 4 号オに規定されている「急病者等」とは、急病人、負傷者等生命、身体に関する危険が発生している者をいう。 また、「公益上」とは、電気、ガス、水道等の工事や道路、公園、電信電話設備、交通安全施設の設置管理等、公共性、公益性、必要性の高いことが社会的に認知されているものをいう。 また、「やむを得ない理由」とは、以下のすべてを満たすときをいう。 <ul style="list-style-type: none">・他に駐車できるスペースがないこと。・駐車する場所的・時間的範囲等が交通に与える影響の観点から最小限度に設定されていること。・申請に係る許可をすることによって生ずる交通の安全と円滑に対する障害の程度にかんがみ、許可をする必要性が不許可とする必要性を上回るものであること。
標 準 処 理 期 間 : 5 日 以 内 (行 政 庁 の 休 日 は 含 ま ない 。)
申 請 先 : 警察署交通課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部交通部交通規制課
備 考 :